

改正育児・介護休業法全面施行説明会

従業員数 100 名以下を雇用する事業主の皆さん！
平成 24 年 7 月 1 日から改正育児・介護休業法が全面施行されます。

平成 21 年、育児・介護休業法が改正され、平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた①短時間勤務制度②所定外労働の制限③介護休暇の制度が従業員数が 100 人以下の事業主にも適用されます。

そこで、改正育児・介護休業法の内容をご理解いただき、法に沿った制度運用を行っていただくよう説明会を開催します。参加は無料です。

とき

平成 24 年 7 月 4 日 (水) 14:00~15:30 (90 分)

ところ

●九段第 3 合同庁舎 11 階 共用第 1-1・1-2 会議室
東京都千代田区九段南 1-2-1 (地図裏面)

TEL 03-6893-1100

交通機関

・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅
(6 番出口) 下車徒歩 5 分

対象

従業員数が 100 人以下の事業主等

主催

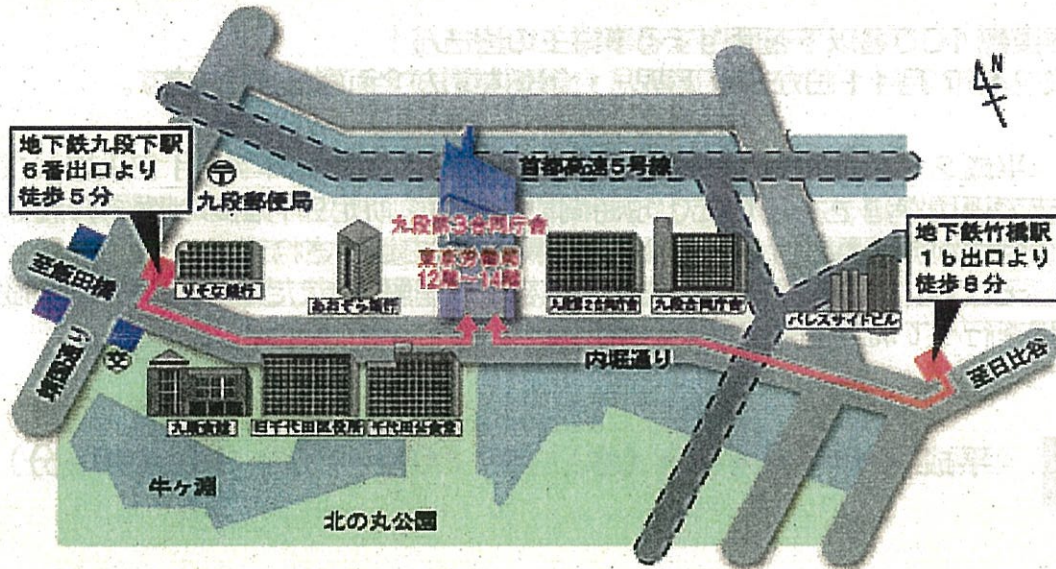
東京労働局 (千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 14F)

説明会概要

- ◆ 「改正育児・介護休業法の全面施行について」
- ◆ 「就業規則改正の留意点」

【会場のご案内】

○九段第3合同庁舎 11階 共用第1-1-1-2会議室(千代田区九段南1-2-1)



【お申し込み】

参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記までお申し込みください。

定員になり次第(120名)、締め切らせていただきます。

(定員に達した場合はご連絡いたします。申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。)

申込先FAX番号 **03-3512-1555**

★FAX番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

【問い合わせは】

東京労働局雇用均等室 電話 03-6893-1100

～ 参加申込書 ～

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX03-3512-1555

会社名・氏名		(企業規模) 人
連絡先(電話)		
平成24年7月4日 14:00～		

お申し込みの際に提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。